

勤労者財産形成促進制度の改善について

1 勤労者財産形成促進法施行令の一部改正

- (1) 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、地震等に対して安全な構造方法に関する技術的基準に適合させる工事等に該当する修繕又は模様替のための払出しを追加した（別紙1）。
- (2) 中小企業勤労者を対象として講じられている一定の新築住宅及び良質な既存住宅に係る財形持家転貸融資等に係る貸付利率に関する暫定措置について、適用期間を平成19年3月31日まで延長した（別紙2）。

（施行期日 平成14年4月1日）

2 その他

- (1) 勤労者財産形成年金貯蓄と勤労者財産形成住宅貯蓄の非課税申告書類の書式について、色の指定を廃止した。

（施行期日 平成14年4月1日）

住宅の耐震改修工事に係る特例措置の拡充

住宅の耐震改修の大幅な促進を図り、大地震時における国民の安全の確保、住宅ストックの適切な維持を図るため、一定の耐震改修工事を新住宅ローン減税制度の適用対象に追加する。(財形住宅貯蓄の適格支出の対象も同様に追加する。)

<耐震改修の必要性>

- 阪神・淡路大震災の教訓
 - ・犠牲者の8割が住宅倒壊等による圧死
 - ・旧耐震基準の住宅の倒壊が顕著
- ⇒住宅の耐震性の強化が早急な課題

- 住宅の耐震改修の状況
 - ・耐震改修の進捗は不十分
(新耐震レベルの耐震性能を有していない住宅は全国で約1,300万戸と推定)
- ⇒耐震改修のインセンティブ付与が必要



融資、補助による支援とともに、住宅の耐震改修工事に係る税制上の特例措置を拡充

○現行の財形住宅貯蓄で適格払出しの対象となる増改築等の範囲（財形令第14条の2）

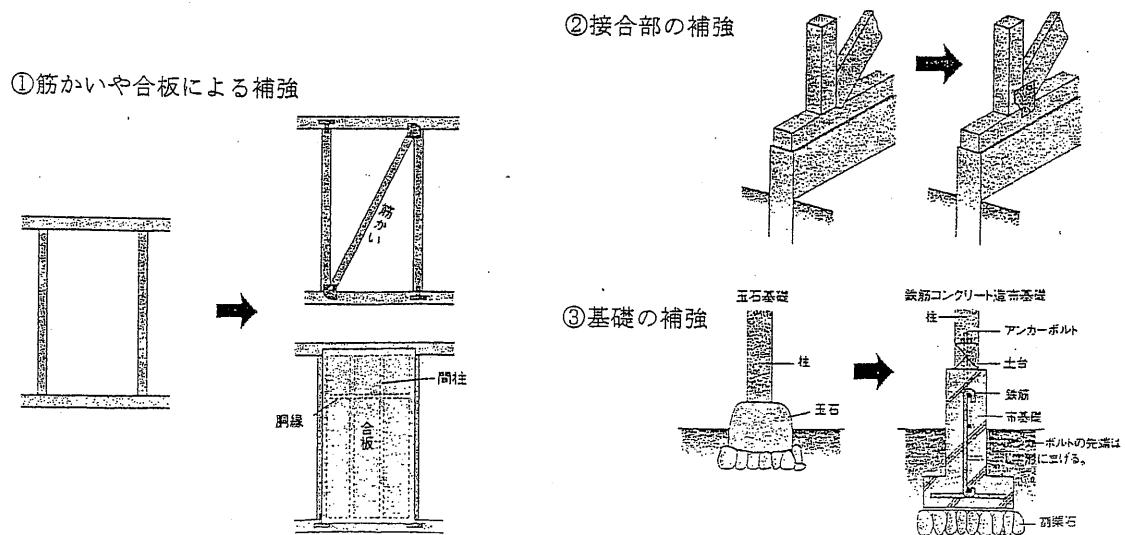
- ① 増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替え
- ② マンションなど区分所有に係る家屋の専有部分について行う次の修繕又は模様替え
 - イ. その区分所有する部分の床の過半又は階段の過半について行う修繕又は模様替え
 - ロ. その区分所有する部分の間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え
 - ハ. その区分所有する部分の壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え（壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）
- ③ 家屋のうち居室、調理室、浴室等の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替え

○対象となる増改築等に当たらないものとして、

- ① 筋かいいの設置や強度の大きい構造用合板等による壁の一部の補強
- ② 金具による土台と柱等の接合部の補強
- ③ 基礎の補強（玉石基礎や無筋コンクリートの基礎を鉄筋コンクリートの基礎に替える。）

等があり、これらの耐震改修工事について対象に含める。

<住宅の耐震改修工事の具体例>



中小企業勤労者特別利子補給制度の継続

1. 趣旨

大企業と中小企業との間の企業内福祉の格差が拡大している中で、中小企業における財形制度の導入促進を図る観点から、昭和62年度に平成3年度までの5年間の時限措置として、中小企業勤労者について、貸付金の一定額以下の金額について貸付金利を住宅金融公庫貸付基準金利まで引下げる中小企業勤労者特別利子補給制度を講じたところである。その後、中小企業における財形制度の導入が不十分であることから、平成4年度及び平成9年度に5年間の時限措置の延長を行ったところであるが、平成14年度以降についても、引き続き延長を行うものである。

2. 改正の内容

現在の中小企業勤労者特別利子補給制度が5年間の時限措置となっていることを踏まえ、実施期間を平成14年度から平成18年度までの5年間とする。

(附則第三項、第五項及び第六項)

(参考) ▶

財形持家融資の貸付金利(平成14年5月20日現在)

貸付金額	一般の勤労者		中小企業勤労者に対する特例		貸付金利
710万円以下	当初 2年間	貸付基準利率が年金貸付基準金利よりも上回っている場合に、年金基金貸付基準金利を下限として2%以内利子補給	当初 5年間	貸付基準利率が住宅金融公庫貸付基準金利を上回っている場合に、住宅金融公庫貸付基準金利を下限として2%以内利子補給	1.55
	次の 3年間	貸付基準利率が年金貸付基準金利よりも上回っている場合に、年金基金貸付基準金利を下限として1%以内利子補給			1.55
	5年経過 日後	貸付基準利率	5年経過 日後	貸付基準利率	1.55
710万円超	貸付基準利率		貸付基準利率		1.55

調達金利=0.86%、住宅金融公庫貸付基準金利=2.70%、年金基金貸付基準金利=3.11%

(注1)財形持家融資の貸付基準利率は、調達金利(雇用・能力開発機構債の債券利回りと借入金利率により決定)に繰上償還等の償還予測を勘案して設定する一定の調整率を上乗せした率となっている。

(注2)現在、貸付基準利率が住宅金融公庫貸付基準金利及び年金基金貸付基準金利を下回っているため、利子補給は行われていない。